

2 農総第 3 6 2 号  
令和 3 年 2 月 5 日

部門内関係課長  
関係地方機関の長

農 林 基 盤 局 長

「建設業法第 2 6 条第 3 項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者及び監理技術者を補佐する者の農業水産局及び農林基盤局発注工事における取扱い」の一部変更について（通知）

「建設業法第 2 6 条第 3 項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者及び監理技術者を補佐する者の農業水産局及び農林基盤局発注工事における取扱いについて」は令和 2 年 1 2 月 2 1 日付け 2 農総第 2 8 4 号により通知したところですが、特例監理技術者の配置要件を一部緩和し下記のとおりとすることとしたので、通知します。

記

1. 次の要件を全て満たす場合は、特例監理技術者を配置することを認めるものとする。
  - (1) 兼務する工事の数は 2 件までとする。
  - (2) 当該工事が愛知県農業水産局及び農林基盤局低入札価格調査等実施要領第 3 条に規定する基準価格を下回った価格をもって契約された工事でないこと。
  - (3) 兼務する工事の場所が特例監理技術者としての職務を適正に遂行できる範囲として、同一農林水産事務所管内にあること。ただし、兼務する工事が愛知県内で、工事現場間を直線で結んだ距離が 1 0 km 程度以内である場合は、この限りではない。
  - (4) 現場の安全管理体制については、「元方事業者による建設現場安全管理指針」（平成 7 年 4 月 2 1 日厚生省基発第 2 6 7 号の 2）において、「統括安全衛生責任者の選任を要するときには、その事業場に専属の者であること。」とされていることから、施工体制に留意すること。
2. 令和 3 年 2 月 1 5 日以降に公告・指名通知を行う工事については、特別仕

様書に、別紙－１のとおり追加すること。

入札契約手続き中の工事、稼働中の工事については、特例監理技術者の配置について請負業者から申し出があった場合には、必要に応じて別紙－１により協議の上、変更契約を行うものとする。

### 3. その他

なお、本取扱いについては、監理技術者の兼務状況等を踏まえ、適宜、見直しの検討を行う予定である。

担 当 農林総務課契約グループ  
電 話 052-954-6394 (ダイヤルイン)  
内 線 3656  
担 当 農林総務課工事検査グループ  
電 話 052-954-6400 (ダイヤルイン)  
内 線 3631

## 特別仕様書（記載例）

1. 本工事において、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「特例監理技術者」という。）の配置を行う場合は以下の（１）～（９）の要件を全て満たさなければならない。「特例監理技術者」を配置する場合においては、特別仕様書等に示す「監理技術者」を「特例監理技術者」と読み替えるものとする。
  - （１）建設業法第26条第3項ただし書による監理技術者の職務を補佐する者（以下、「監理技術者補佐」という。）を専任で配置すること。
  - （２）監理技術者補佐は、一級施工管理技士補<sup>※1</sup> 又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有するものであること。なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。
  - （３）監理技術者補佐は請負者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
  - （４）同一の特例監理技術者を配置できる工事の数は、本工事を含め同時に2件までとする。

（ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるもの（当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る。）については、これら複数の工事を一つの工事とみなす。）
  - （５）特例監理技術者が兼務できる工事は、同一農林水産事務所管内の工事 でなければならない。ただし、兼務する工事が愛知県内で、工事現場間を直線で結んだ距離が10km程度以内である場合は、この限りではない。
  - （６）特例監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。
  - （７）特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。
  - （８）監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。
  - （９）特例監理技術者が兼務できる工事は愛知県農業水産局及び農林基盤局局低入札価格調査等実施要領第3条に規定する基準価格を下回った価格をもって契約された工事でないこと。
2. 本工事の監理技術者が特例監理技術者として兼務する事となる場合、仕様書等に規定する兼務届に加えて、（６）～（８）について各工種における業務分担、連絡体制等を記載した施工計画書を提出すること。
3. 本工事において、特例監理技術者及び監理技術者補佐の配置を行う場合又は配置を要さなくなった場合は適切にコリンズ（CORINS）への登録を行うこと。

※1）一級施工管理技士補は令和3年4月1日施行予定

## 監 理 技 術 者 の 兼 務 届

年 月 日

愛 知 県 知 事 殿  
(愛知県 所長)請負者 住 所  
(所在地)  
氏 名  
( 名称及び  
代表者氏名 )

下記のとおり、監理技術者補佐を配置することにより監理技術者を兼務させたいので届け出ます。

## 記

監理技術者の氏名		
既 発 注 工 事	発注機関名	
	工事名	
	工事場所	
	請負代金額	
	監理技術者補佐の氏名	
	工期	着手 完了 年 月 日 年 月 日
	工期の内兼務期間	年 月 日から 年 月 日まで
兼 務 す る 工 事	発注機関名	
	工事名	
	工事場所	
	請負代金額	
	監理技術者補佐の氏名	
	工期	着手 完了 年 月 日 年 月 日
	工期の内兼務期間	年 月 日から 年 月 日まで
(添付書類) 各工事の施工場所を記入した地図(縮尺 1/100,000 以上、兼務する工事が同一農林水産事務所管内でない場合は工事現場間の距離を記したもの) 監理技術者の職務を適正に遂行できることが確認できる書類		

- 注1 既発注の工事について新たに監理技術者補佐を配置する場合は、当該監理技術者補佐の経歴書を添付すること。その場合の経歴書の取扱いについては、現場代理人等通知書の例による。
- 2 監理技術者の職務を適正に遂行できることが確認できる書類は、監理技術者の施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立ち会い等及び監理技術者と監理技術者補佐との間の連絡体制について示したものであること（様式は任意）

## 現場代理人等通知書

年 月 日

愛知県知事殿  
(愛知県 所長)

受注者 住所  
氏名  
〔名称及び〕  
代表者職氏名

下記のとおり現場代理人等を定めました。

### 記

- 1 工事名
- 2 工事場所
- 3 請負代金額  
金 円
- 4 現場代理人  
住所  
氏名  
現在従事している他工事の有無(有(別紙のとおり)・無)  
コリンズの建設実績技術者ID( )
- 5 主任技術者  
住所  
氏名 (資格区分 )  
現在従事している他工事の有無(有(別紙のとおり)・無)  
コリンズの建設実績技術者ID( )
- 6 監理技術者  
住所  
氏名 (資格区分 )  
現在従事している他工事の有無(有(別紙のとおり)・無)  
コリンズの建設実績技術者ID( )
- 7 監理技術者補佐  
住所  
氏名 (資格区分 )  
現在従事している他工事の有無(有(別紙のとおり)・無)  
コリンズの建設実績技術者ID( )
- 8 専門技術者  
住所  
氏名
- 9 営業所の専任技術者  
住所  
氏名  
工種(専門技術者のみ)

(添付書類)  
経歴書

- (注) 1 該当しない場合は、文字及び番号を適宜抹消すること。
- 2 現場代理人、主任技術者、監理技術者補佐、監理技術者にあつては、本通知書を提出する時点において従事している他工事の有無及びコリンズの建設実績技術者IDを記載すること。  
また、現在従事している他工事がある場合には、別紙に現在従事している他工事の内容を記載すること。
- 3 主任技術者、監理技術者補佐、監理技術者にあつては、資格区分を記載すること。
- 4 経歴書は、既に提出の場合は省略することができる。この場合、既提出の有無は、年度及び(工事を発注する)事務所単位によること。なお、営業所の専任技術者については提出を要しない。
- 5 経歴書には、各技術者として必要な資格を証する書面及び直接かつ恒常的な雇用関係が確認できる書面(監理技術者資格者証等)の写しを含める。 ※健康保険被保険者証の写しの場合、保険者番号及び保険者等記号・番号をマスキングして提出すること。
- 6 営業所の専任技術者は、契約を締結する営業所に設置している建設業法第7条第2号若しくは同法第15条第2号に規定するすべての者の住所及び氏名を記入すること。
- 7 本書の上部に6センチメートルの余白を残すこと。用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式25 (第19条関係) 別紙

1 配置予定の現場代理人について	
	氏 名
現在の他工事の従事状況	工 事 名 称
	発 注 機 関 名
	工 期
	従 事 役 職
	本 工 事 と 重 複 対 応 場 合 の 措 置
	コ リ ン ズ ヘ の 登 録 有 ( ) ・ 無

2 配置予定の主任技術者について	
	氏 名
現在の他工事の従事状況	工 事 名 称
	発 注 機 関 名
	工 期
	従 事 役 職
	本 工 事 と 重 複 対 応 場 合 の 措 置
	コ リ ン ズ ヘ の 登 録 有 ( ) ・ 無

3 配置予定の監理技術者について	
	氏 名
現在の他工事の従事状況	工 事 名 称
	発 注 機 関 名
	工 期
	従 事 役 職
	本 工 事 と 重 複 対 応 場 合 の 措 置
	コ リ ン ズ ヘ の 登 録 有 ( ) ・ 無

4 配置予定の監理技術者補佐について	
	氏 名
現在の他工事の従事状況	工 事 名 称
	発 注 機 関 名
	工 期
	従 事 役 職
	本 工 事 と 重 複 対 応 場 合 の 措 置
	コ リ ン ズ ヘ の 登 録 有 ( ) ・ 無



**【別紙に関する留意事項】**

- 1 欄が不足する場合には適宜追加してください。
- 2 コリンズへの登録欄には、一般財団法人日本建設情報センター(J A C I C)の工事实績情報サービスにおける「コリンズ登録番号」を記入してください。